

重度障害者等に対する修学・就労支援の充実について

中野区基本計画では、「誰もが自分らしく輝ける地域社会の形成」を政策の一つとして位置づけ、「障害の有無などにかかわらず、個々の特性や強みを生かした就労や社会参画等を通じて、自分らしく輝くこと」を目指すまちの姿としている。

重度障害者等に対する修学・就労の支援を充実することで、重度障害者等の修学・就労機会の拡大を図り、社会参画の促進に資する新たな取組の検討状況について、報告する。

1 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

(1) 事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく障害福祉サービス（以下、「法内サービス」という。）においては、重度訪問介護等のヘルパーによる支援は、大学等で修学する際の介助は対象外となっている。そのため、国の地域生活支援促進事業実施要綱に基づき、大学側の支援体制が構築できるまでの間、修学に必要な身体介護等の支援を行う。

(2) 対象者

法内サービスにおける重度訪問介護の支給決定を受けている者、又はそれに準ずる者

(3) 支援内容

大学等へ修学するに当たり、必要な通学中や敷地内における身体介護を行う。

(4) 利用者負担

無料とする。

2 重度障害者等就労支援特別事業

(1) 事業の概要

法内サービスにおいては、重度訪問介護等のヘルパーによる支援は、就労等の経済活動は対象外となっている。そのため、国の地域生活支援促進事業実施要綱に基づき、就労に必要な身体介護等の支援を行う。

(2) 対象者

法内サービスにおける重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者で、次のいずれかに該当する者

① 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項にある助成金の対象となる事業主をいう。）に雇用される者であって、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上の者。

② 自営業者等（上記①の対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると区が認めた者。なお、自営等に従事する時間が 1 週間のうち 10 時間以上の者を対象とすることを基本とする。

（3）支援内容

職場等における、身体介護や通勤介助等を行う。

（4）利用者負担

支援の提供にかかる経費の 1 割について負担するものとする。ただし、本人及び配偶者の所得に応じて上限を定める。